

# 第5次潟上市行政改革大綱及び実施計画（案）

## パブリック・コメント実施について

市では、第4次潟上市行政改革大綱が令和7年度で期間の満了となることから、引き続き簡素で効率的な行政運営を推進し、将来にわたり持続可能な自治体運営を実現するため、第5次潟上市行政改革大綱の策定作業を進めています。

このたび、本大綱の案がまとまりましたので、これを公表し、市民の皆さまから幅広いご意見を募集いたします。

### ○資料の閲覧場所

- ①市ホームページ
- ②潟上市役所企画政策課窓口、天王・昭和・飯田川・追分出張所  
※閲覧時間は開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

### ○意見の提出期間

令和8年1月6日（火）から1月26日（月）

### ○意見を提出できる方

- ①潟上市にお住まいの方
- ②潟上市内の事務所・事業所に勤務されている方
- ③潟上市内の学校に在学されている方
- ④潟上市内に事務所・事業所を有する個人及び法人等

### ○意見提出の際の記載事項等

様式は特に定めませんが、次の項目を明記してください。（参考様式も添付いたします）

- ①第5次潟上市行政改革大綱（案）に対するご意見
- ②住所（法人等にあつてはその所在地）
- ③氏名（法人等にあつては名称及び代表者名）
- ④電話番号（日中に連絡のとれる番号）

※潟上市内に通勤・通学されている潟上市以外に居住の方や潟上市内で事務所・事業所を営まれている方は、その勤務先、学校名等をご記入ください。

## ○意見提出の提出先と提出方法

### ①持参の場合

潟上市役所企画政策課、各出張所窓口

### ②郵送の場合

〒010-0201 潟上市天王字棒沼台 226 - 1 企画政策課企画政策班宛

### ③ファックスの場合

018-853-5211 企画政策課企画政策班宛

### ④E-mail の場合

kikaku@city.katagami.lg.jp

※電話での受付は行いませんが、何らかのご事情で上記方法による提出が困難な場合は、お問い合わせください。(TEL : 018-853-5302)

## ○お寄せいただいたご意見

皆さまからお寄せいただいたご意見については、その概要と市の考え方並びに計画等を修正したときは、その内容を公表いたします。公表は「資料の閲覧場所」において行います。

※なお、住所や氏名などの個人情報につきましては企画政策課で厳重に管理し、問い合わせなど以外には使用いたしません。

※いただいたご意見についての個別回答はいたしませんので、ご了承願います。